

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 29 年度
計画主体	椎葉村

椎葉村鳥獣被害防止計画

(平成 30 年 3 月作成)

<連絡先>

担 当 部 署 名：椎葉村役場 農林振興課
所 在 地：宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762 番 1
電 話 番 号：0982-67-3206
F A X 番 号：0982-67-2825
メールアドレス：shbweb@vill.shiiba.miyazaki.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、カワウ、アオサギ
計画期間	平成 30 年度～平成 32 年度
対象地域	宮崎県 椎葉村

(注) 1 計画期間は、3 年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成 年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	3,739 千円、 4.3ha
	特用林産物 (たけのこ)	74 千円、 2.3ha
	飼料作物	1,343 千円、 3.7ha
	計	5,156 千円、10.3ha
シ カ	水稻	5,478 千円、4.9ha
	森林 (スギ・ヒノキ)	7,021 千円、10.9ha
	特用林産物 (椎茸)	981 千円、7.7ha
	野菜	886 千円、4.6ha
	計	14,366 千円、28.1ha
サ ル	野菜 (いも類)	32 千円、 0.13ha
	特用林産物 (椎茸)	595 千円、 0.20ha
	計	627 千円、 0.33ha
カラス	水稻	348 千円、 0.40ha
	飼料作物	51 千円、 0.20ha
	計	399 千円、 0.60ha
カワウ	漁業資源 (ヤマメ等)	45 千円、 ——
アオサギ	漁業資源 (ヤマメ等)	32 千円、 ——

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシ

3月下旬～6月にかけてタケノコ類、9月～11月にかけて水稻への被害が多く発生している。タケノコは村全域で被害が発生しており、収穫が出来ない地区もある。水稻は防護柵が設置された地域で被害が減少しているが、被害がなかった周辺地域へ拡大している。飼料作物への被害も若干増加傾向にあるが、防護柵の設置に伴い減少傾向になると予想される。

② シカ

捕獲頭数の大幅な増加により地域によっては人家周辺での目撃が減少傾向にあるが、被害は年間をとおして村内全域において発生している。水稻被害については防護柵の設置や捕獲頭数の増加により大幅に減少した地域がある。スギ・ヒノキなどの造林木への被害は村全域で発生しており、特に造林後の苗木の被害が顕著である。椎茸への被害も多く、最近では飼料作物への被害が多く発生している。

③ サル

被害状況・発生地域に大きな変化はなく、シイタケを中心に野菜類や果樹類の被害が発生している。村内各地でも毎年数件の目撃情報が寄せられるが、定着する傾向にはなく一時的な少被害に留まっている。

④ カラス

年間を通して、村内全域で様々な作物に被害が発生している。

⑤ カワウ

年間を通し、ダム湖周辺でヤマメ等の漁業資源を中心に被害が発生している。

⑥ アオサギ

村内全域で、春から秋にかけてヤマメ等の漁業資源に被害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）		目標値（平成32年度） 【30%削減】	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
イノシシ	10.3ha	5,136 千円	7.21ha	3,595 千円
シカ	28.1ha	14,366 千円	19.7ha	10,056 千円
サル	0.33ha	627 千円	0.23ha	439 千円
カラス	0.6ha	399 千円	0.42ha	279 千円
カワウ	——	45 千円	——	32 千円
アオサギ	——	32 千円	——	22 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会と連携して有害鳥獣捕獲班（8班）を編制している。 捕獲手段に関しては銃器及びワナの両方で捕獲を進めている。 また、シカ用の大型囲いワナ並びにサル用の大型囲いワナを設置し捕獲を行っている。	高齢化による狩猟者の減少や被害地域の拡大により十分な捕獲活動が困難になってきている。特に、猟銃の所持者が減少傾向にあり、後継者の育成が急務となっている。また、人家周辺での被害が増加しているため、捕獲機材による捕獲の更なる促進、サル捕獲のための技術向上に向けた取組が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	金網柵は国庫事業を活用し被害の大きい地域を対象に設置を進め、集落による定期的な維持管理を行っている。電気柵並びに防護ネット等は設置要望箇所のほとんどで整備を進め、各設置者毎に管理を行っている。サルの被害がある地域では花火等による追い払いを実施している。	山間僻地であり急峻な地形もあるため緩衝帯の設置が困難である。また、小規模な耕地が広範囲に点在することから、防護柵等を共同で維持管理することが困難な面がある。高齢化も進んでいるため、下草刈りなどの維持管理が難しくなっており、新たな体制の構築が必要になってきている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の

導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

①地域一体となった集落対策の推進

地域毎に被害状況・地域環境の更なる把握に努め、住民の共同理解のもとで地域にあった捕獲・被害防止活動を進めていく。

②適切な捕獲対策の推進

有害鳥獣捕獲班の活動を強化するため、捕獲班同士の更なる連携強化を図り、複数班による一斉捕獲活動を実施していく。高齢化により猟銃での捕獲体制が弱まることが予想されるため、ワナ猟への移行を促していく。また、ワナ猟の新規取得者の確保を図ることで、被害農地付近での加害獣捕獲に繋げていく。また、広域協議会並びに隣接する市町村との連携を強化し、効率的・効果的な捕獲活動を実施していく。

③生息環境対策

可能な範囲で緩衝帯の設置や放置果樹等の撤去を行い、有害獣を寄せ付けない地域環境を構築する。

④マイスター・リーダー等の担い手の育成

地域全体で正しい被害の防止対策が講じられるように、被害地域の住民に対して関係機関が実施する各種研修への参加を促していく。また、講師等を招いた集落での研修等も進めていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

椎葉村有害鳥獣駆除対策協議会

捕獲班数 : 8班 ※村内を8地域に区分しそれぞれを担当
班員数 : 92名(平成28年度)
※第一種銃猟 68名 わな猟 54名
捕獲体制 : 担当エリアを中心に捕獲活動を実施
班員の少ない地域では複数の班にて捕獲活動を実施

-
- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30 年度	シカ、イノシシ、サル、カラス、カワウ、アオサギ	捕獲班員の確保・育成、処理施設の整備 捕獲機材の導入促進
31 年度	シカ、イノシシ、サル カラス、カワウ、アオサギ	捕獲班員の確保・育成、処理施設の整備 捕獲機材の導入促進
32 年度	シカ、イノシシ、サル カラス、カワウ、アオサギ	捕獲班員の確保・育成、処理施設の整備 捕獲機材の導入促進

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ

イノシシに関しては、生息密度や個体数を推定する有効な調査方法が確立されていない。しかしながら、水稻やタケノコを中心に村内全域で多くの被害が発生しており、今後も継続した捕獲が必要である。

捕獲計画数は、過去3ヶ年において捕獲されている頭数を考慮し、750頭に設定する。

シカ

宮崎県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき、保護優先地域（国定公園・鳥獣保護区）については5頭/km²、コントロール地域については2頭/km²を目標とし、被害も村内全域で発生していることから引き続き徹底した捕獲を実施する。

捕獲計画数は、過去3ヶ年において捕獲されている頭数を考慮し、2,600頭に設定する。

サル

宮崎県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき、農林産物の被害軽減を目指しながら人とサルとの共存を図ることを目標とする。被害地域での捕獲活動を強化し、最近の捕獲数を考慮した上で捕獲計画数を設定する。

カラス、カワウ、アオサギ

カラス、アオサギについては近年捕獲数が増加しているものの、被害の減少傾向が見られないため、多めに設定する。カワウについては近年、捕獲数0羽から3羽で推移しており現状を把握したうえで設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	３０年度	３１年度	３２年度
イノシシ	捕獲予定 ７５０頭	捕獲予定 ７５０頭	捕獲予定 ７５０頭
シカ	捕獲予定 ２６００頭	捕獲予定 ２６００頭	捕獲予定 ２６００頭
サル	捕獲予定 ５頭	捕獲予定 ５頭	捕獲予定 ５頭
カラス	捕獲予定 ５０羽	捕獲予定 ５０羽	捕獲予定 ５０羽
カワウ	捕獲予定 ３羽	捕獲予定 ３羽	捕獲予定 ３羽
アオサギ	捕獲予定 ５０羽	捕獲予定 ５０羽	捕獲予定 ５０羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
村内全域において通年捕獲ができる体制とする。捕獲手段は猟銃を中心とし、人家周辺についてはワナによる捕獲を積極的に実施していく。サルについては、群れでの出没はないが、大型囲いワナによる捕獲も進めていく。特に被害の大きい地域では、複数班による一斉捕獲を実施していく。ワナ猟の新規取得者を中心に捕獲技術の研修等を実施し、即戦力となる担い手の育成に努めていく。 また、有害捕獲において銃猟は必要不可欠であり、あわせて担い手の確保に向けた取り組みを進め、捕獲体制の強化を図る。

(注) １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
シカ、イノシシ	電気柵：3,500m	電気柵：3,500m	電気柵：3,500m
	防護ネット：6,000m	防護ネット：6,000m	防護ネット：6,000m
	金網柵：2,000m	金網柵：2,000m	金網柵：2,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30年度	シカ、イノシシ、サル、カラス、カワウ、アオサギ	侵入防止柵の管理、研修会の実施、緩衝帯設置並びに放任果樹の除去（可能な範囲）被害防止対策についての普及啓発
31年度	シカ、イノシシ、サル、カラス、カワウ、アオサギ	侵入防止柵の管理、研修会の実施、緩衝帯設置並びに放任果樹の除去（可能な範囲）被害防止対策についての普及啓発
32年度	シカ、イノシシ、サル、カラス、カワウ、アオサギ	侵入防止柵の管理、研修会の実施、緩衝帯設置並びに放任果樹の除去（可能な範囲）被害防止対策についての普及啓発

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東臼杵農林振興局	被害防止活動の支援
日向警察署	生命・身体の保護、避難等に関する支援
椎葉村	被害防止活動の支援、避難等に関する支援
日向地区猟友会椎葉支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動・追い払い
西都地区猟友会大河内支部	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲活動・追い払い

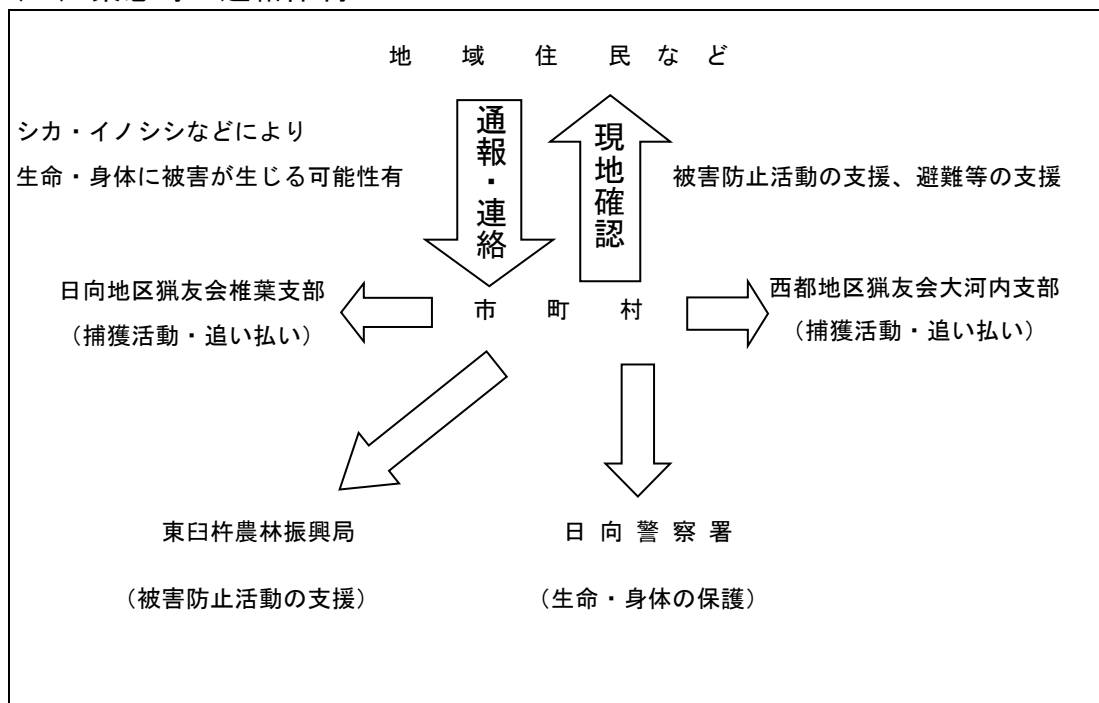
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は

生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、自家消費又は速やかに捕獲現場にて埋設処分等を行うこととする。今後、捕獲個体の有効活用を目的として解体処理施設の整備を検討していく。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	椎葉村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
椎葉村	被害防止活動の支援
椎葉村有害鳥獣駆除対策協議会	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
日向地区猟友会椎葉支部	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
西都地区猟友会大河内支部	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施
耳川広域森林組合	有害鳥獣関連情報の提供 被害林家への指導・支援
J A日向農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供 被害農家への指導・支援
被害地区農林業者	侵入防護柵の管理、追上げ・追払い等の活動

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
東臼杵西部鳥獣被害防止対策協議会	
宮崎県東臼杵農林振興局	被害防止活動の支援

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

椎葉村鳥獣被害対策実施隊（平成24年3月30日設立） ・椎葉村職員5名（隊長1名、隊員4名）・事務局は椎葉村農林振興課内 主な活動は、①防護柵等の設置に係る指導 ②集落における被害防除対策などの指導・助言 ③有害捕獲班と連携した追い払い等の活動 等
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記

入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣町村で設置した広域協議会活動の中で情報の共有化を図り、広域連携による一斉捕獲活動などの強化を更に進めていく。また、その他の隣接市町村との連携を図り、効率的・効果的な捕獲活動を進めていく。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。